

令和8年5月14日

診断書交付申請される方へ

診断書の押印に係る見直しについて

兵庫県立加古川医療センター

当院では、これまで死亡診断書以外の診断書について公印押印のうえ交付しておりましたが、下記のとおり公印押印事務を見直すことにより交付待ち時間を短縮し患者サービスの向上を図ることとしますので、ご理解の程よろしくお願いたします。

記

1. 変更時期

令和8年6月1日の交付分より

2. 内容

死亡診断書以外の診断書への公印押印廃止（特定疾病の認定申請書類含む）

（変更前） 医師署名及び公印押印

（変更後） 医師署名

3. その他

医療機関として証明する証明書の交付にあたっては引き続き公印押印を行います。

根拠法令

厚生労働省令第二百八号

「押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省令の一部を改正する省令」（令和2年12月25日）